

## 議案第12号

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年6月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条に見出しとして「（利用定員）」を付する。

第8条中「場合は、」の次に「必要に応じて、」を、「認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第13条第4項第3号中「同項」の次に「第1号及び」を加える。

第15条第1項第2号中「第9項」を「第11項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### 説 明

子ども・子育て支援法の改正に伴い、1号認定及び2号認定子どもに対する副食費を独自に助成し、併せて同法施行規則及び認定こども園法の引用個所について関係条項を整理するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営（略）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(利用定員)</u></p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>(受給資格等の確認)</u></p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p><u>(利用者負担額等の受領)</u></p> <p>第13条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p>	<p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>(受給資格等の確認)</u></p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p><u>(利用者負担額等の受領)</u></p> <p>第13条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p>

改正案	現 行
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>(4)・(5) 一略一</p> <p>5・6 一略一</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>(4)・(5) 一略一</p> <p>5・6 一略一</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の</p>

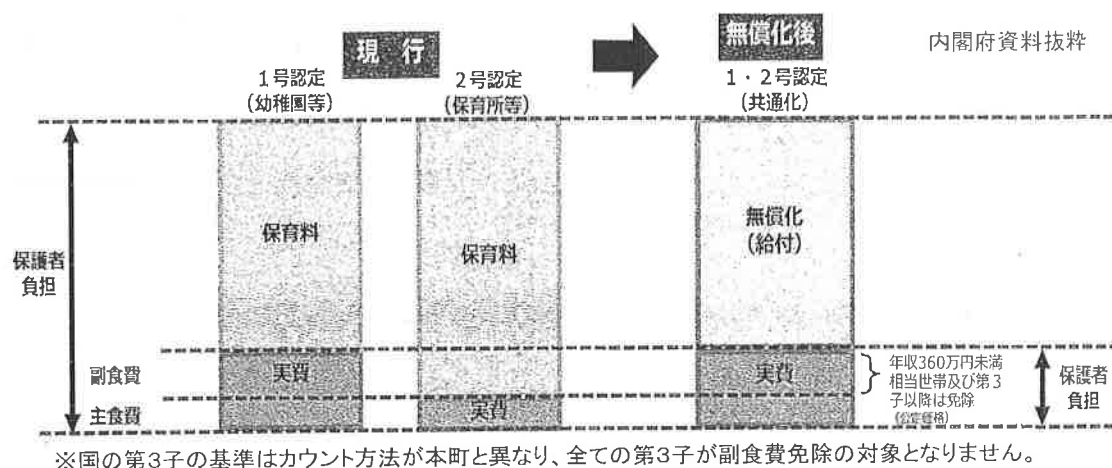
改正案	現 行
<p>認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>	<p>認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p>

## 幼児教育無償化における副食費の取扱いについて

### 1 幼児教育無償化制度の副食費の取扱い方針

現在の幼稚園・保育所等における給食費（主食費（ご飯、パン）及び副食費（おかず、おやつ等）をいう。以下同じ）の取り扱いでは、1号認定子ども（幼稚園等（満3～5歳））は主食費及び副食費全てを実費負担、2号認定子ども（保育所（3～5歳））は主食費のみ実費負担で、副食費は保育料に含まれています。

本年10月から始まる幼児教育・保育の無償化について、国は保育所と幼稚園の間で格差が生じないように、保育料は無償化とされますが、2号認定子どもにおいて今まで保育料に含まれていた副食費が新たに保護者負担となりました。（世帯所得360万円未満及び国基準第3子については免除）



### 2 町の子育て支援施策 ～ 無償化対象児童の拡充

- ① 保護者負担となる副食費のうち、現在本町で実施している全ての第3子以降の保育料無償化事業における対象児童の副食費について、引き続き町独自で無償化の対象とします。
- ② 町の子育て支援施策として、保育における食育の重要性や子育て世帯の定住促進を目的に、幼稚園・保育所などを利用する全ての3歳から5歳児の副食費を公費負担・無償化の対象とします。

### 3 副食費無償化対象児童数

R1.5.1 現在

対象施設	無償化対象児童	入所児童数
保育所	保育施設入所児童（3～5歳）	350人
幼稚園	幼稚園入園児童（満3～5歳）	104人

### 4 実施時期

令和元年10月1日